

富山県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、障害者福祉の向上を図るため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助要綱」という。）第2の2の表第3号から第8号までに掲げる施設並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の整備及び充実に必要な経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象は、次の事業とする。

(1) 障害者グループホーム設置促進事業

国補助要綱第2の2の表第4号に掲げる施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第15項に定める共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う施設に限る。）の整備を行う事業

(2) 社会福祉施設等施設整備事業

国補助要綱第2の2の表第3号から第8号までに掲げる施設（第4号のうち共同生活援助を行う施設を除く。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の整備を行う事業

(3) 障害福祉施設立上げ応援事業

第1号又は第2号に掲げる事業により整備した施設を、新たに事業所として開設する際に必要となる初度設備の整備を行う事業

2 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎に要する費用

(3) その他整備事業費として適当と認められない事業

(事業実施主体)

第4条 事業の実施主体は、法人とする。

(補助金額)

第5条 補助金の算定方法は、第3条第1項第1号から第3号までに定める事業ごとに、次により算定された額とする。ただし、算定された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1第2欄に定める対象経費の実支出額を合計した額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

(2) 別表1第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める補助上限額の合計を算出する。

(3) 第1号により選定された額に、別表1第1欄の区分ごとに、第3欄の補助率を乗じて得た額と、前号により算出された額を比較していずれか少ないほうの額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときには、規則第3条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類（事業計画書（様式第2号）及び所要額内訳書（様式第3号））を添えて、別に定める期日までに各1部提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費又は事業の内容を変更する場合においては、補助金変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに購入価格が50万円以上の設備備品等（以下「財産」という。）については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することによって収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (4) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続に準拠しなければならないこと。
- (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金等の補助金、配分金等の交付を受けてはならないこと。
- (7) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（軽微な変更）

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業に要する経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (2) 事業により整備する障害福祉関係社会福祉施設の機能の著しい変更をすること。
- (3) 事業により整備する障害福祉関係社会福祉施設の利用定員を変更をすること。
- (4) 購入価格50万円以上の設備備品等の品目及び数量を変更をすること。

（状況報告）

第10条 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事業について補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 事業の入札参加業者を決定しようとするとき 入札参加予定業者報告書（様式第5号）及び関係書類
- (2) 入札により工事の請負業者が決定したとき 入札結果報告書（様式第6号）及び関係書類
- (3) 工事の請負業者と契約したとき 契約締結報告書（様式第7号）及び関係書類
- (4) 工事に着手したとき 工事着工報告書（様式第8号）及び関係書類
- (5) 工事請負業者との契約を変更した場合 変更工事契約締結報告書（様式第9号）及び関係書類
- (6) 工事の請負業者が工事の一部について下請負により施工しようとするとき 下請状況報告書（様式第10号）及び関係書類

2 前項第2号から第4号までに掲げる書類は、それぞれ10日以内に知事に提出するものとする。

（実績報告書）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、実績報告書（様式第11号）に関係書類（事業実績報告書（様式第12号）、精算額内訳書（様式第13号））を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた年度内に事業が完了しない補助事業者は、年度終了実績報告書（様式第14号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書、関係書類並びに年度終了実績報告書の様式は、次のとおりとする。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

1 区分	2 対象経費	3 補助率	4 補助上限額
(1) 障害者グループホーム設置促進事業		4分の3以内	
本体工事費	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費(第3条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)ただし、別の負担(補助)金又はこの区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。		ア 1施設当たり基準単価を適用する場合 国補助要綱別表3-1に掲げる事業の種類が「共同生活援助」の補助基準額 イ 大規模修繕等及びその他の特別な工事費 知事が必要と認めた額とする。ただし、第2欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費または工事請負費		知事が必要と認めた施設及び額
(2) 社会福祉施設等施設整備事業		4分の3以内	
本体工事費	障害者グループホーム設置促進事業の本体工事費に同じ。		ア 1施設当たり基準単価を適用する場合 国補助要綱別表3-1又は別表3-2に掲げる事業(施設)に応じた補助基準額 イ 大規模修繕等及びその他の特別な工事費 知事が必要と認めた額とする。ただし、第2欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	障害者グループホーム設置促進事業の本体工事費に同じ。		知事が必要と認めた施設及び額
スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	スプリンクラー整備等に必要な工事費又は工事請負費		知事が必要と認めた施設及び額
(3) 障害福祉施設立上げ応援事業	第3条第1項第3号に定める対象事業の実施に必要な初度設備の購入費	2分の1以内	1,000千円